

資料

# 令和7年度 第2回 市川市国民健康保険運営協議会

令和7年12月18日  
保健部 国保年金課

---

## 子ども・子育て支援金について



## 1. 質問の理由、内容

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）に基づき、令和8年度から医療保険料に上乗せする形で「子ども・子育て支援金」の課税・徴収が開始されることから、本市の国民健康保険の課税方式と保険税率について、本協議会の意見を伺うもの。

### 市川市国民健康保険税率

	医療給付分	後期高齢者 支援金分	介護 納付金分	子ども・子育て 支援金分	内容
所得割	7.50%	1.90%	2.05%		前年の世帯所得に乗じて算定
均等割	12,000円	8,800円	13,600円		被保険者1人あたりの金額
平等割	20,400円	—	—		1世帯あたりの金額
課税方式	3 方式	2 方式	2 方式		

審議、意見をいただく内容

## 2. 子ども・子育て支援金とは

- ① 国が少子化対策を強化するために策定した「子ども・子育て支援加速化プラン」を支える財源です。
- ② 支援金は **被保険者が加入する医療保険料に上乗せ徴収** されます。  
 (18歳以下（高校生年代）の子どもは全額軽減され、実質的な負担はありません)
- ③ 令和8年度から徴収が始まり、令和10年度にかけて **段階的に引き上げ** られます。  
 (国は支援金の総額を、令和8年度 6,000億円、9年度 8,000億円、10年度 1兆円としています)

### 子ども・子育て支援金の負担額（月額）

※こども家庭庁の試算

	令和8年度		令和9年度		令和10年度	
	加入者 1人あたり	被保険者 1人あたり	加入者 1人あたり	被保険者 1人あたり	加入者 1人あたり	被保険者 1人あたり
<b>全制度平均</b>	<b>250円</b>		<b>350円</b>		<b>450円</b>	
被用者保険 (会社員・公務員等)	300円	450円	400円	600円	500円	800円
<b>国民健康保険</b>	<b>250円</b>	※1世帯あたり <b>350円</b>	<b>300円</b>	※1世帯あたり <b>450円</b>	<b>400円</b>	※1世帯あたり <b>600円</b>
後期高齢者医療制度 (75歳以上の高齢者)	200円		250円		350円	

※加入者1人あたり・・・扶養されている加入者（18歳以下の子ども等）を含む1人あたりの金額

被保険者1人あたり・・・実際に保険料を支払っている者1人あたりの金額

### 3. 提案事項 1点目 「課税方式」

国民健康保険税の課税は、3つの区分があります。

- (1) 前年の世帯所得に応じて課税する . . . . . 「所得割」
- (2) 被保険者 1 人あたり定額を課税する . . . . . 「均等割」
- (3) 1 世帯あたり定額を課税する . . . . . 「平等割」

千葉県は「子ども・子育て支援金制度の趣旨から、18歳以下の子どもを含む世帯に対して課税する平等割は馴染まない」として「市町村の特段の事情がなければ所得割と均等割の 2 方式」を強く推奨しています。

本市では、県の強い推奨や下記の理由から **所得割と均等割の 2 方式** を予定しています。

- ① 平等割を加えた 3 方式は、1 人世帯の課税額が割高になり公平性を欠くため。

→本市国民健康保険は、18歳以上の被保険者 1 人の世帯が 約77%、2人の世帯が 約20%、3 人以上の世帯が 約3%となっています。

- ② 県の推奨を受け、県内大部分の市町村が 2 方式を予定。

## 4. 提案事項2点目 「保険税率」

令和8年度に本市が千葉県に納付する「子ども・子育て支援金」は、約2億9千万円です。

支援金の納付に必要な保険税率（標準保険税率）が千葉県から示されています。

**標準保険税率      所得割0.23%、 均等割2,018円**

本市では、標準保険税率に準じた保険税率を予定しています。

**本市税率（案）      所得割0.23%、 均等割2,100円**

### 【標準保険税率に準じる理由】

標準保険税率を下回る保険税率の場合、市の持ち出し分（赤字）が生じます。

標準保険税率に準じることで、国民健康保険の収支悪化を防ぐことができます。

～参考～

18歳以上の被保険者1人あたりの平均負担額の目安      月 347円 年間 4,164円

## 5. 課税限度額と軽減判定所得基準

国民健康保険では、高所得世帯の課税額が青天井とならないよう「**課税限度額**」が、また、低所得世帯の保険税負担の軽減を図るため、均等割と平等割を7割・5割・2割軽減する「**軽減判定所得基準**」が設けられています。

「課税限度額」は、政令（地方税法施行令の一部を改正する政令）で定める金額が上限とされ「軽減判定所得基準」は、政令（同）で定める基準に従うこととされています。

子ども・子育て支援金の「課税限度額」「軽減判定所得基準」は、令和8年3月末に公布される政令に基づき定めることとなります。

### 現在の課税限度額

課税区分	限度額
医療分	66万円
後期高齢者支援分	26万円
介護分	17万円
子ども・子育て支援分	R8.3未設定
合計	109万円

### 現在の軽減判定所得基準

	軽減判定所得基準の算定方法	1人世帯	2人世帯
7割軽減	43万 + 10万 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	43万円以下	43万円以下
5割軽減	43万円 + 30万5千円 ×被保険者数 + 10万 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	73.5万円以下	104万円以下
2割軽減	43万円 + 56万円 ×被保険者数 + 10万 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	99万円以下	155万円以下

※2人世帯は、給与所得者等を1人として計算

## 6. 所得額別の負担額の目安

1人世帯と2人世帯の所得額別の負担額の目安は下記の通りです。

所得額の低い世帯は、所得額に応じて均等割が7割、5割、2割軽減されます。

### 子ども・子育て支援金一覧表

#### 【1人世帯】

所得額		43万円以下	73万円	99万円	150万円	200万円	300万円	500万円	700万円	1,000万円
所得割の課税対象額		0円	30万円	56万円	107万円	157万円	257万円	457万円	657万円	957万円
税率	所得割（課税対象額に乗じる）	0.23%	0円	690円	1,288円	2,461円	3,611円	5,911円	10,511円	15,111円
	均等割（1人あたり）	2,100円	630円	1,050円	1,680円	2,100円	2,100円	2,100円	2,100円	2,100円
年税額（100円未満切捨）		600円	1,700円	2,900円	4,500円	5,700円	8,000円	12,600円	17,200円	24,100円
月負担額		50円	142円	242円	375円	475円	667円	1,050円	1,433円	2,008円
均等割の軽減		7割軽減	5割軽減	2割軽減	軽減なし					

#### 【2人世帯】 ※給与所得者等を1人、18歳以上2人の世帯として計算

世帯の所得額		43万円以下	104万円	155万円	180万円	200万円	300万円	500万円	700万円	1,000万円
所得割の課税対象額		0円	61万円	112万円	137万円	157万円	257万円	457万円	657万円	957万円
税率	所得割（課税対象額に乗じる）	0.23%	0円	1,403円	2,576円	3,151円	3,611円	5,911円	10,511円	15,111円
	均等割（1人あたり）	2,100円	1,260円	2,100円	3,360円	4,200円	4,200円	4,200円	4,200円	4,200円
世帯の年税額（100円未満切捨）		1,200円	3,500円	5,900円	7,300円	7,800円	10,100円	14,700円	19,300円	26,200円
月負担額		100円	292円	492円	608円	650円	842円	1,225円	1,608円	2,183円
1人あたり		600円	1,750円	2,950円	3,650円	3,900円	5,050円	7,350円	9,650円	13,100円
均等割の軽減		7割軽減	5割軽減	2割軽減	軽減なし					

## 7. 今後のスケジュール

令和7年12月下旬

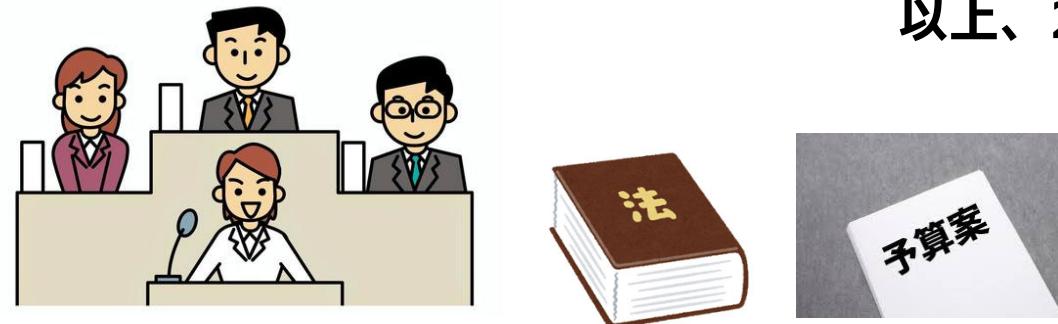
本日の審議結果に基づき市長に「答申」



令和8年2月議会

- ① 「市川市国民健康保険税条例」の一部改正（案）
- ② 「令和8年度 市川市国民健康保険特別会計予算（案）」

以上、2つの議案を提出



令和8年7月上旬

子ども・子育て支援金が加算された

「令和8年度 国民健康保険税納税通知書」を送付

